

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度 連 事 年	・ ・	法人名	()
------------------	--------	-----	-----

別表三の二付表二 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算							
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円		
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4			
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算							
年 3,000 万円 相当 額 以下 の 金 額 (23) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{\quad}{12})$ の い ず れ か 少 ない 金 額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円		
年 3,000 万円 相当 額 を 超 え 年 1 億 円 相当 額 以下 の 金 額 (23) - (5) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ の い ず れ か 少 ない 金 額	6		(6) の 15 % 相 当 額	9			
年 1 億 円 相当 額 を 超 え る 金 額 (23) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10			
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算							
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の②」)	11	円	住 民 税 額 の 計 算	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の 外書」のうち帰せられる金額	24	円
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	12			個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	13			連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24) + (25) - (別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金 額) - 別表六の二(二)付表「18」- 別表六の二(八)「19」- 別 表六の二(九)「10」- 別表六の二(十)「19」- 別表六の二(十 一)「20」- 別表六の二(十八)「19」- 別表六の二(十九)「20」 - 別表六の二(二十三)「25」- 別表六の二(二十四)「9」)	26	
	前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。 (前期の(15))	14			連結親法人が大法人による完全支配関係 がある中小連結親法人の場合 (24) + (25) - (別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金 額) - 別表六の二(二)付表「18」- 別表六の二(四)付表「13」 - 別表六の二(五)付表「8」- 別表六の二(六)付表「6」- 別 表六の二(八)「19」- 別表六の二(九)「10」- 別表六の二 (十)「19」- 別表六の二(十一)「20」- 別表六の二(十四) 「11」- 別表六の二(十五)「11」- (別表六の二(十六)付表三 「1」+「17」+「21」) - 別表六の二(十八)「19」- 別表六の二 (十九)「20」- 別表六の二(二十)付表「14」- 別表六の二 (二十一)付表「6」- 別表六の二(二十二)「16」- 別表六の二 (二十三)「25」- 別表六の二(二十四)「9」)	27	
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15			住 民 税 額 (24) 又は (26) 又は (27) の い ず れ か 多 い 金 額) $\times 16.3\%$	28	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と し た 場 合 に 法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	16			特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) $\times 20\%$	29	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と し た 場 合 に 法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額	17			((26) 又は (27)) + (別表一の二(一)「12」のうち 帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	30	
	住 民 税 額 (33)	18			調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[\left((24) \text{ 又 は } (30) \text{ の い ず れ か } \right) \times 20\% \right]$ 多 い 金 額) $\times 16.3\%$	31	
	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	19			住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (29) 又は (31) の い ず れ か 少 ない 金 額	32	
	法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20			住 民 税 額 (28) - (32)	33	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21						
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22						
基 準 個 別 留 保 金 額 (21) - (22)	23						